

## 日田広瀬家の「三池行日記」

安藤, 保  
東海大学文学部

<https://doi.org/10.15017/13661>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 9, pp.74-81, 1977-12-04. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 日田広瀬家の「三池行日記」

安藤保

ここで紹介する史料は、広瀬家文書中の『三池行日記』(三五四四)である。

幕府は安政元年江川太郎左衛門の建言をいれ反射炉建設を決定し、それに必要な石炭を、西国郡代を通じ三池より購入することになった。このことは、すでに『筑豊石炭鉱業史年表』でも指摘されており、また『江戸担庵全集』その他にも関連文書をみることができ周知のことであるが、本史料は、池田郡代の公事方元占を勤め、直接三池へ石炭購入のため出張した紅林伊九郎との同行記である点において、購入、輸送の経過を詳細に窺いうるものである。

筆者の広瀬五兵衛は、嘉永二年広瀬家の養子となった麻生伊織の四男五兵衛であり、当時中城・堀田両村の庄屋であった。

本史料からも、従来指摘されている広瀬家と日田役所との密接な関係が窺われるが、同家が石炭に対して見聞を広める機会をもっていた点は注目されるのであり、日田金の性格を考える場合の手懸りを与えてであろう。

これらのことにまして興味あることは、この石炭に関する風聞があったことも伝えている。すなわちその風聞は、ペリーが日本を去らないのは石炭不足のためであり、この石炭は反射炉用を名目としたペリーへの送炭であるというものであった。安政元年三月という時期は、このような風聞を生み出す状況下にあったわけであるが、その背景について若干ふれておく。

いうまでもなくペリー来航の目的の一つは、日本においてアメリカ船が恒常時に薪水食料石炭を入手することを要求することにあった。これらの要求に対し日本側は、アメリカ船を長崎に廻港させ、オラ

ンダと同様に取扱う方針を出す、ペリーは下田・箱館の開港を求め、特に下田においては薪水食糧石炭の供給を要求した。

安政元年三月三日、ペリーと林大学頭との交渉において、ペリーは「此度は何も薪水食糧石炭等不足と申二は無之候得共、可相成は少々成共此度下田にて頂戴仕、以後之手本と致し置候様致し度存候」(通航一覽続編第四)と申し出たが、林は急のことにて間に合い難き旨を告げている。しかしペリーは、食料は有合せのものでよしとし、石炭については「石炭も少し成共頂戴仕、品合之処も試申度存候」との理由で、五月中旬頃までの準備を重ねて要求し、日本側も了承した。

五月十七日よりの両者の会談において、石炭一万斤の準備がなされていることが告げられたが、日本側の示した炭価の高さ故かペリーは五〇〇斤の購入を申し出た(幕末外国関係文書六卷)。「ペリー日本遠征随日記」によれば、五月二十五日石炭約十六トン受渡しがあったことが記されている。

以上のようにペリーの強い要求により下田における石炭購入は実現するのであるが、先の風聞はこの石炭の出所にかかわるものである。本史料によれば、十万斤の石炭購入は三月六日江戸において命ぜられたこと、下田への輸送は早急に行われる必要があった様子がみられること(積船に他の荷物を積込むことにより生ずる遅延は故障の筋と考えられたこと)によって窺うことができる)が知られる。また江川もこの石炭を「火急御用」の品であると云っている(「江川担庵全集」上巻)。石炭購入下命の年月はペリーの石炭要求の時に符合する。また反射炉建設の進行状況から考えれば、石炭が火急に必要であるとすると

とには疑問が持たれるのである。

しかし安政元年下田へ送られた石炭は三池炭の外に常磐炭があり、四月九日一万斤が下田へ到着している。斤数からいえば、ペリーへ渡される予定の石炭はこの石炭かとも考えられるが明確でない。いずれにしても、ペリーへ売却した石炭は、江川の反射炉入用石炭の名目で購入されたのではないかと推測されるのであり、案外公的文書よりも風聞の方が的を射ていたといえるのではなからうか。

「嘉永七年寅三月十五日

三池行日記

広瀬五兵衛」

三月十四日 雨天

一、午時紅林伊九郎様へ御召ニ付罷出候處、此度石炭御用之儀ニ付筑後国三池表迄明日出立罷越候間、御供仕候様、尤下役之積ニ而大小帶し参候様との御沙汰有之候間、即刻引取、宿元江相談之上、直様罷出御供可仕旨御請申上置

一、紅林様へ人馬之儀、馬疋疋坂両掛老荷、何れニても御先触ニ用意可致旨被仰聞候間、両掛老荷僕老人召連度段御願申上置

一、日田へ三池迄宿繼左之通

日田へ吉井迄五り 田主丸 二り 府中 三り  
拜犬塚 三り 瀬高 二り 三池 三り

三月十五日 晴天折々時雨

一、午時御門ニ而仕度相仕舞、直様紅林様御駕籠御供仕、付添平次郎、此方磯吉召連、両掛老荷人足江為持出立

一、吉井ニ而人足繼替、持参之弁当相用

一、七ツ時田主丸着、人馬繼所江止宿、誠ニ鹿末之旅宿也

一、木銭米代左之通平次郎へ払之

一 丁銭百八十八文 白米式升

一 同 八十六文 上下四人分木銭

一 丁銭式百七十四文

右之通御受取帳に相払

外人足賃

一、御先触写左之通

覚

一、人足四人 内式人駕籠  
式人兩懸式荷

右者拙者儀急御用向ニ而、明十五日昼出立、筑後国三池迄罷越候、

書面人足速ニ差出、休泊賄共無差支取計、早々順達三池ニ而可被相返候、已上

寅三月十四日

池田岩之丞手代

日田へ

紅林伊九郎

筑後国三池迄

宿々役人中

上下四人 三月十五日泊 田主丸町

同 十六日休 拜犬塚

同日 泊 三池新町

追而此先触三池江相達候ハ、領主役筋江早々可被相達候、已上

三月十六日 晴天

一、早朝田主丸出立、此方足痛ニ付宿駕籠相雇、賃銭百拾式文平次郎へ取替置、尤府中迄三里半也、老里十六文ツ、

一、府中ニ而人足繼替、此方も是より歩行之事

一、拜犬塚ニ而人足繼替、此処昼食相用、木錢米代平次郎ノ私之

一、丁錢九十四文 白米壹升

一、同 四十四文 上下四人木錢

一、丁錢百三十八文

外人足實壹里十六文ツ、也

一、瀬高二而人足繼替、此処江柳川表役人金子半兵衛殿罷越居酒肴用意有之、暫隙取候事、尤日隈雄藏方ノ書状受置有之、金子氏折角用意致居候義ニ付、御断リニ不相成様可取計段申置有之候事

一、瀬高七ツ時出立、右金子氏同道、壹里程、夜ニ入三池新町着、安照寺江止宿

一、日隈雄藏方途中迄被出迎、今夜一同寺江泊リ

一、此度石炭御用之儀、去ル五日江戸へ被 仰出、同十二日御用状日田着、右ハ反射炉御入用之由、但反射炉と申義 鳥渡相分り兼候事ニ而、拾万斤御買上、大坂迄御積登せ、夫々伊豆下田迄積送り相成候由、然ル処三池

着早速御取調之処、石炭ハ多分有之段、為積登之船同所江無之ニ付、口御手数有之、今ばん夜通し飛脚ヲ以右馬丞浦、若津浦長崎御廻米請負方城嶋屋元次方江之御懸合状差立相成、船ハ四百五十石式艘款 式百五十石式艘款兩様之内也

一、右積船御懸合御状相認候事

一、金子半兵衛殿ハ別宿江被罷越候、同人ハ御預リ所懸リ役之由

三月十七日 雨天

一、今朝公役人衆追々被罷越候て、石炭一件評議有之、生石製炭兩条之処相決兼、漸生炭ニ御評決ニ成、尤製し炭ハ当所ニ而登治と申候事

柳川郡奉行

山崎瀬兵衛殿 此節出張

同御預リ所懸リ役

金子半兵衛殿 同断

三池代官役

吉村土肥之助殿

奥州下手藩ノ一年交代相詰ル

一、午後大牟田浜江石炭見分として紅林様一同右役人衆罷越、同所之儀石炭積出之場所江生炭又ハ登治共積壹岡を成し、誠ニ目を驚候事、右見分相済候上、近辺之家ニ而休息、酒飯出ル、夫々夕刻引取

一、若津江差立候飛脚帰、右馬丞浦船問屋同城嶋屋元次船頭一同罷越、然ル処船之義九百石積船ニ而、石炭拾万斤位米右ニして 四百石ニ当ルニ而者運賃之処難詰、右ニ付外荷物相添度申出候得共、彼是隙取、依而破談ニ相成ス

一、城嶋屋元次申出ニ、柳川領中嶋と申所江飛船數艘見受候段申出候ニ付、右を御取船相成候ニ決し、明朝此方罷越候様御沙汰相成ル

一、元日田御引番藤吉惣七殿肥後江罷越候由ニ而、今ばん見舞ニ罷越

三月十八日 雨天昼々晴天

一、早朝出立、城嶋屋元次同道中嶋江罷越、磯吉召連、道中大雨ニ而漸々午時中嶋着三池々中嶋迄 直ニ船内々見分致候処、宜キ船四艘 程有之間、同所船渡し通り立候処、所案内之もの出迎傍の店ニ着、 庭有、湊屋平太郎と申由

一、今日御役船ニ罷越候義、夜前金子氏々柳川表江為知有之候由ニ而、奉行手附之もの耆人罷越居候間、見留置候船老艘御用ニ付、雇付候旨及談候処、道具不揃等申立候間、船頭呼寄段々理解申聞取極書付左之通

覚

明運丸

一 四百石積船

老鯉

一 帆柱

杉木

一 桁

白檜

一 梶

白檜

一 碇

六挺

一 綱

七房

一 木綿帆

拾六端

右者御用石炭大坂迄為御積登ニ付、御取船ニ相成、御用可相勤旨、尤御差急之儀ニ付、精々差勤御用大切可相心得段被仰渡承知奉畏候、仍而御請書奉差上候、以上

寅三月十八日

防州津野郡福川

直乗船頭 源 藏

御出役様

前書之通相達無御座候、已上

同月同日

中嶋村庄屋代

孫九郎

一、右運賃大牟田、大阪迄御城米之割合ヲ以百石ニ付銀六百三拾目ニ

取極候事

但、御城米積立当所、大阪迄式百六拾壹里ニ積り六百四十目七分

五里五毛ニ相成候間、其当リヲ以取極候事

一 石炭拾万斤

此米石四百石也、但米石ニ付式百五十斤之割ニ而

但、御城米ハ石三升之増有之候間、石炭も米石ニ直し居

可相成事

一、城嶋屋元治方ハ中嶋直ニ引取

一、宿飯代三人分、木錢米代百八文相払

但、紅林様御帳面持參受取書取之

一、右船雇付手数相濟候間、日の丸ニ御用之御旗印相立置

一、八ツ時中嶋出立、柳川、罷越居候下役同道引取、七ツ時大牟田帰

着、今日石炭俵詰仕舞ニ相成候事、下役ハ、太良尾又右衛門

一、今日、三池安照寺一同引払ニ相成、大牟田江宿替致し、皆々罷越

し居候事

一、石炭俵詰之義、今日大牟田ニ而相仕舞、夕刻御見分相濟候事

三月十九日 雨天

一、石炭元船江積入之儀、百貫と申所ニ而瀬取船積替之筈、昨日申

極置候得共、中嶋湊ニ而積入ニ相決候間、其段船頭迄申遣、態々

人差立

一、今日ハ石炭為積登一件書付類御取調ニ付、認方等致候事

一、大牟田旅宿庭主

諸国屋永藏

是ハ当所炭問屋之由、座敷其外賄等も結構有之事

御運賃御吟味ニ付奉申上候

一、石炭式百五十七斤ニ付 筑後国諏訪浦、大坂迄御運賃

銀六匁三分

外銀壹匁 御吟味減

銀貳分 再御吟味減

右は反射炉御用石炭、筑後国諏訪浦、大坂江為御差登ニ付、御役船ニ相成候得共、是迄石炭積受候儀無之、御免相願候得共、御用可相勤旨、嚴重被 仰渡候ニ付御請仕、運賃之儀御吟味有之候處、米運賃之

割合ヲ以、米百石ニ付銀七百五十拾目被下置度、右当リヲ以立花飛彈  
 守様大坂御廻米運賃相渡リ候見合も有之旨ヲ以御願申上候処、御私  
 領何御見合ニ不相成、御城米運賃之見合も有之候間、下直ニて可任旨  
 精々被仰聞候得共、御廻米と違イ船中取扱方も不宣、其上御差急之  
 品ニ付、船中働方も格別骨折候ニ付、御廻米運賃之当リニ而者難請  
 仕、既ニ若津浦ニ而御取船ニ相成候船頭共、強而難渋申立、御免相  
 願候程之儀、私船迎も同様難渋之旨申上候得共、再応御理解有之、  
 殊ニ此度之御用御差急之趣承知仕候間、石炭式百五十七斤ニ付銀六  
 匁三分ニ而被仰付候ハ、御用イ相勤旨申上候処、御取調之上右運  
 賃ニ而御請可任旨被仰聞承知仕候、右吟味之趣乍恐以書付奉申上候、  
 已上

毛利淡路守御領分  
 防州津野郡福川

嘉永七寅年三月十九日

直乗船頭 源 藏

池田岩之丞様

御出役中

前書船頭源藏申上候通相違無御座候、依之奥書仕奉差上候、已上

諏訪浦役人代

孫三郎

御用石炭送状之事

寅三月廿日筑後国諏訪浦出帆

一 石炭拾万斤

直乗船頭 源 藏

船頭水主炊共五人乗

此貫目壹万六千三百式拾目、但俵共

此俵式千俵 但壹俵ニ付平均……

此運賃銀式四百五拾匁

内、壹式百廿五匁五分 積所渡

外 壹式百廿五匁五分 大坂渡

一 池田岩之丞ノ浦觸 壹通

一 船中目録 壹冊

一 御用状 壹封

一 朱丸幟 壹本

一 御用焼灯 壹ツ

一 斤目廻帳 壹冊

一 船具

帆柱 杉 帆拾六反

梶 白檜

碇 六挺

綱 七房

右者反射炬御用石炭、筑後国ニ而御買上、同国諏訪浦ニおるて積立、  
 船頭立会斤目改之上、書面之通今廿日未刻出帆申付候、着船之上御  
 改御受取被 仰渡候趣ヲ以、伊豆国下田迄御廻方可然御取計可被成候、  
 運賃之儀半方相渡候間、残半方御地ニ而御渡可被成候、仍送状如件

池田岩之丞手代

嘉永七寅年三月廿日

筑後国諏訪浦出役

紅林伊九郎印

川上金吾助様

増田作右衛門様

両御手代中

一 石炭四万斤 柳川様分

一 同 六万斤 三池様分

一 石炭拾万斤

此俵式千俵

代調錢百三拾貳貫八文

但壹斤ニ付壹文三分式リ八毛

此金拾九兩貳分永貳拾九文五分

代式百文

右之通御渡相成、売主々々受取書差出相成候事

一 銀式四百五十拾壹匁 運賃

内

壹式百廿五匁五分 中嶋ニ而船頭渡

六十六匁かへ

此金拾八兩貳分永六十四文九分

此錢四百拾四文

殘銀壹式百廿五匁五分

此分大坂渡之極

右石炭御買上ニ付、売主々々之直段書、其外書類段々有之候得共、一々難相覚、且隙無之ニ付難写取候事

御定人馬質錢覚

一 本馬老疋 定荷三十六匁目

但壹里ニ付丁錢三十六文

一 輕尻老疋 同式拾四貫目

但壹里ニ付式拾四文

一 木錢上三十五文 一泊リニ而

但、昼飯ならハ此半方之割

一 米代 但白米壹弁ニ付何程敬

其所之直段可相尋候

但、壹人一度ニ付白米貳合五匁、泊りならハ五合

右之通ニ候間為念記置候也

三月廿日 晴天

一、早朝大牟田一同出立、海涯通りニ而黒崎と申処通り、夫々四ツ時中嶋村着、川端之家止宿、庭主女也

一、柳川様分石炭四万斤大牟田より瀬取船ニ而積廻し、今九ツ時中嶋着、紅林様柳川奉行山崎瀬兵衛殿、金子半兵衛殿、并石炭売主一同出張之上、式拾俵丈斤目懸廻し、本船江積入船頭俵数相改、尤紅林様山崎氏杯ハ直様御引取、日隈雄蔵、此方跡江残居、積入相濟候迄出張之事

一、三池様分石炭積候瀬取船、今日之夕時ニ後れ入津ニ不相成、引キ船等遺候得共手後れニ而致方無之、依而今日も御用濟ニ不相成候事

三月廿一日 晴天

一、今曉方三池分石炭入津之段申来候間、未明々紅林様三池役人壹人、売主共昨日之通出張、俵数式十斤目懸廻し、雄蔵、此方跡江残居相濟迄出張、五ツ半時相濟引取

一、今日出立府中泊り、明日帰着之由先触、右本船江積入出張之内ニ御出しニ相成

一、四ツ時右石炭積入相濟候ニ付、船頭江送り状其外諸御書付等御渡ニ相成、今日出帆之旨御申渡ニ相成

一、同村出立、川船ニ而上り、午時瀬高江着、金子半兵衛殿并奉行下役 弥太次と申仁も送り来、同所ニ而午飯相用、尤酒出馳走有之候事

一、此方種物出来、且雄蔵足痛ニ付、最合ニ而出駕籠老挺取之

一、<sup>(初)</sup> 拜大塚ニ而人足繼替、夫々人形原と坎申所江相廻り、此処ハ千年

余之古跡ニ而大なる石人有之、其裏手江石室アリ、入口の石之頭者

獅子之面ニ拵へ有之、中ニ入り見候処、疊々疊鋪位の広サ也、外ニ

格別奇妙なる事も無之候得共、余程古跡と相見候事、尤右ハ紅林様

御覽被成度ニ付、態々半里計り立寄

一、七ツ時府中着、長崎屋と申宿江泊り

一、夕飯後日田御役所へ態々飛脚来、御用状之趣、此度反射炉御用石

炭之儀、焼立之石炭ニ無之、生石御入用ニ而、御勘定所全御達

違之由、依而焼立之石炭積立ニ相成候ハ、尚又生石拾万斤急々可

積立旨、江戸 八日限り飛脚ヲ以日田江御用状着之由、然ル処、此

節御積立之炭、生炭ニ相決積立候ニ付、別して御都合宜大慶之至ニ

候事

一、反射炉御用と申義、何分相分兼候処、極内夷ハ右文字ハこしらへ

事之由、此節渡来之亜墨利加船未タ出帆ニ不相成、矢張横浜冲江穩

ニ滞船之由、何れ蒸気船石炭無之帰国致しかなく故、石炭御遣しニ

相成ル事ニハ無之哉、風聞之俵記置

三月廿二日 雨天

一、早朝府中出立、善導寺江参詣、午時吉井着、布屋ニ而午飯相仕舞、

人足繼替

一、東光寺江立寄、法院江面会、五色半切二百挺手印ニ遣ス、此度ハ

祇園宮江芝居有之場所見物致し、直様出立、長谷ニ而紅林様江追付、

夫々御供仕、夕刻無滞帰宿之事

御役所御用留之内書抜

老斤ニ付式文六分四リ

一 石炭式百拾壹万五千九百七十斤 松浦郡

同四文八分

一 同 三万斤

一 同 三拾万斤

但白灰焼ニ相成申候

一 同 式百五拾万斤

一 同 三百万斤

一 同 式千百廿五万三千斤

老斤ニ付式文四分七リ

一 同 三千四百八拾壹万式千斤

同老文式分七リ

一 同 六千三百四拾九万百四十九斤 同国三池

石炭壹億式千七百廿一万百廿四斤

外

松平肥前守様分、未タ書上ケ不相成事

寅三月十五日

入銀六拾八匁

同十六日

一 同 壹匁分式リ 出駕籠壹挺 田主丸ハ府中迄

同廿日

一 同 三匁六分五リ 肴品々代 土産用

一 同 壹匁一分 草履五足代、宿元入用相求

同

一 同 五匁分八リ

一 同 六匁八分五リ 日限割合之分、出駕籠壹挺分、分持荷持賣

一 同 六匁八分五リ 道中一切入用

一 同 六匁八分五リ 道中一切入用



八拾八号

残高五拾目 持帰

寅三月廿三日江相渡ス

十六日

一 百十式文

出駕籠一挺

廿一日

一 三百廿八文

出駕籠并分持老荷分

一 三百六十五文

肴代

郡中年番 平山小十郎

郡奉行 吉村土肥之助

(七三頁より)

号浦汐行五、〇〇〇 △シチー、ヤフコリス号室蘭行一、二〇〇

△神国丸馬尼刺行六、〇〇〇 △マランナ号全上六、〇〇〇

△リオパシク号全上四、七〇〇 △タンポフ号浦汐行五、二〇〇

△日洋丸馬尼刺行四、二〇〇 △第二千代田丸名古屋行一、七〇〇

即ち合計十六隻にして、積出総数四九、三一〇トンの多額に達

せり。尚ほ本月迄には内外大型船舶七、八隻入港の予定なりと云

へば、本月中の積出港は稀有の盛況を呈すべしと。

大正三年七月三十日 補充兵告発さる

杵島郡北方村杵島炭坑佐藤伴一(二八)は陸軍補充兵であり乍

ら、明治四十五年一月本籍地島根県八東郡宍道村佐々市を出発し

て現住所に來り、今に至るも届け出をなさざるより昨日告発さる。

大正三年八月二日 試掘許可

福岡県門司市浜町三丁目古川又四郎氏の出願に係る西松浦郡西山

代村地内石炭鉱区一三六、〇〇〇坪の試掘願いは今回許可された

り。

大正三年八月三日 重要炭山産額

佐賀県は一九二、五九九、六九七斤

福岡鉱務所管内九州山口各県下に於ける六月中の重要炭山産額

は二、〇七七、四四五、四四〇斤にして、前月に比し二二六、一

三九、九〇九斤の激減を示せり。減少の原因は一般需要減少に依

るといへども、斯く著しき数字を示したるは筑豊鉱業組合が六月

来採炭の制限をなせし事其の主因なり。即ち筑豊組合のみの五月

(二〇二頁へつづく)